第255号
2022年8月号
発行責任者　事務部長

JRほすぴたる

治療と仕事の両立を産業医がお手伝いします

【健康管理センター　中里浩子】

2013 年に厚生労働省が行ったアンケート調査によると、病気を理由として 1 ヵ月以上連続して休業している従業員がいる企業は、メンタルヘルス38%、がん 21%、脳血管疾患 12%という結果でした。

また、がんで通院している人は 32 万人にも上ると推計されています。診断技術や治療方法の進歩により、かつては「不治の病」とされていた病気も「長く付き合う病気」へと変化してきています。入院も短期化し、就労を含め日常生活を送りながら外来で治療する形が増えてきました。

働く人が治療と仕事の両立を希望する場合、まずは本人がその旨を職場に申し出る必要があります。それに対して、就労することで病気が悪化・再発したり、病状や治療内容の影響で労働災害につながったりしないよう、職場側が適切な措置・配慮を行います。また、主治医の指示に基づき治療を続ける、適切な生活習慣を守るなどの取り組みが本人にも求められます。

治療と仕事の両立支援を行う際、職場側は

① 支援の内容を検討するために必要な情報を収集する
② 必要な配慮について主治医等の意見を求める
③ 就業上の措置や治療への配慮を検討・実施する

という流れで進めていきます。

職場で産業医が選任されている場合は、両立支援について相談することができます。主治医は、どのような業務をしているのかを具体的に把握しにくく、就労の判断が難しいこともあります。一方産業医は、業務の内容や職場の環境などをよく知る立場です。本人の同意を得て、主治医に対して就労に関する情報を提供し、病状や今後の治療方針、必要な配慮について主治医の意見を求めることもできます。このように本人と職場、主治医の間を取り持ち、より具体的で現実に即した両立支援となるよう調整するのが産業医の役割です。

適切な支援を受けながら就労を継続できれば、収入を得て社会生活を送ることができ、治療や生きることへのモチベーション維持にもつながります。さらには治療しながら生き生きと働く人を目の当たりにする周囲の従業員は、自分が病気になっても会社が支えてくれるという安心感を得ることができ、雇用の獲得・安定にもつながります。
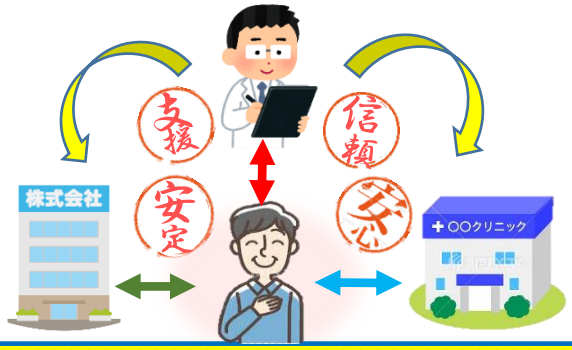
両立支援だけでなく、仕事をする上での
困りごとやお悩みがある時は、産業医という
存在を思い出して下さい。
ご自身の職場の担当者を介していつでも
ご相談ください。